

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議する緊急決議

ロシア連邦は、去る令和4年2月24日にウクライナへの軍事力による侵略行為を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。

武力によるロシア連邦の攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認することはできない。

また、ロシア連邦のプーチン大統領は、今回のウクライナ侵略に際し、戦略核兵器の使用をちらつかせることでウクライナのみならず、世界の自由・民主主義陣営をも威嚇しているが、このような行為は、かつてソビエト社会主義共和国連邦のフルシチョフ第1書記がアメリカ合衆国大使に「西側は我々の核ミサイルが欧州全体を破壊できることを忘れていた」と語った姿を彷彿とさせる。プーチン大統領のこのような姿勢は、昭和59年に「非核日野町宣言」を行い、また昨年3月定例会にて「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書決議」を採択した我が日野町議会としては、到底許しがたいものである。

よって、日野町議会は、ロシア連邦によるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともに、ロシア連邦軍を完全かつ無条件で即時にウクライナから撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。また、政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日

滋賀県蒲生郡日野町議会